## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事 ●市区町村長等	
2. 都道府県名	奈良県	
3. 市区町村名	橿原市	
4. 届出番号	18	
5. 独自利用事務の事例番号	108-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kashihara.nara.jp/kikaku/shisei/my-number/index.html	

執行機関名 橿原市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	医療費の助成又は貸付けに関する事務であって規則で定めるもの(福祉医療貸付・ 心身障害者医療費助成)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		橿原市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第6の項 医療費の助成又は貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	橿原市福祉医療費資金貸付要綱(平成17年告示第135号)第1条

<ul><li>⑥事務の趣旨又は目的</li></ul>	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な <u>障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u>	第3条 資金の資付けの対象となる者は、前条各等に規定する条例以下「福祉医療質助放条例等」という。1の規定により医療費の助成を受けることができる者で、その生計を一にする扶養義務者の前年の所得金額(1月から7月までの申請については、前々年の所得とする。)の合計額が、次の表の右欄に定める額以内の者とする。世帯人員数金額1人 1,512,000円 2人 2,178,000円 3人 2,862,000円 4人 3,474,000円 5人以上 3,474,000円に世帯人員数が4人より1人増えるにつき612,000円を加算した額
⑦独自利用事務の関連規範		橿原市心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第8号) 橿原市福祉医療費資金貸付要綱(平成17年告示第135号)